

【伊根町】

種類		重要伝統的建造物群保存地区		左記以外	
広告塔	屋上広告塔	面積	—		
		高さ・幅等	設置建築物等の高さの1/3以下で上端の高さが地上から4.6m以下		
		その他の要件	永久構造物		
	一般広告塔	面積	—		
		高さ・幅等	地上から3.0m以下（木造は1.0m以下）		
		その他の要件	道路の交差点から2.0m以上離れた箇所に設置		
軒下広告物	壁面に直接設置するもの （直描を含む）	面積	設置壁面面積の1/2以下かつ面積1.5㎡以下	設置壁面面積の1/2以下	
		高さ・幅等	設置壁面の同一方向の長さを超えない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面の同一方向の長さを超えない	
		その他の要件	道路上に突出しない		
	突き出で、 広告面が壁面と平行なもの	面積	設置壁面面積の2/3以下でかつ1.5㎡以下	設置壁面面積の2/3以下でかつ2.0㎡以下	
		高さ・幅等	設置壁面の同一方向の長さを超えない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面の同一方向の長さを超えない	
		その他の要件	道路上に突出しない		
	突き出で、 広告面が壁面と直角なもの	面積	1.5㎡以下	1.0㎡以下	
		高さ・幅等	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない、かつ長さ1.5m以下	設置壁面から垂直方向に1m以上突出しない	
		その他の要件	道路上に突出しない。広告面が両面の場合、両面積の合計が対象となる。		
屋上広告物	洋風屋根に設置するもの	面積	—		
		高さ・幅等	縦＝2m以下 （脚の長さを含む） 横＝屋根幅の2/3以下	縦＝3m以下 （脚の長さを含む） 横＝屋根幅の2/3以下	
		その他の要件	永久構造物、屋根面に直描しない		
	和風屋根に設置するもの	面積	—		
		高さ・幅等	縦＝1m以下 横＝屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない	縦＝2m以下 横＝屋根幅の2/3以下 広告物の上端が大棟の高さを超えない	
		その他の要件	永久構造物、屋根面に直描しない		
立看板	面積	—			
	高さ・幅等	縦＝2m以下、横＝1m以下、高さが30cm以上の足を有する 横＝1m以下 高さが30cm以上の脚を有する			
	その他の要件	掲出期間は許可日の翌日から30日以内、道路上に設置しない			
建植広告物	面積	2㎡以内	3.0㎡以内		
	高さ・幅等	上端が地上から4m以下	上端が地上から6m以下		
	その他の要件	著しい変形でない、美観を損なわないよう留意すること			
へい垣広告物	面積	へい垣面の面積の1/2以下			
	高さ・幅等	上端の高さはへい垣の高さを超えない			
	その他の要件	2個以上並べて設置するときは、上端が同一の高さである へい垣面に直描しない			
アーチ広告物	面積	掲出を認めない	—		
	高さ・幅等		広告面の縦＝2m以下		
	その他の要件		設置場所は繁華街又はこれに準じる地域		
気球広告物	面積	掲出を認めない	—		
	高さ・幅等		球型で直径3m以下 綱の長さ4.5m以下		
	その他の要件		ネット面に広告物を設置する補助綱を用いる		
横断幕	面積	掲出を認めない	—		
	高さ・幅等		縦＝1m以下		
	その他の要件		設置場所は繁華街又はこれに準じる地域		

種類		重要伝統的建造物群保存地区	左記以外
幕広告	面積	—	
	高さ・幅等	幅＝1, 5 m以下、長さ＝1 1 m以下	
	その他の要件	幕は布地を用いる	
はり紙	面積	1 m ² 以内	
	高さ・幅等	1 辺 1 m以下	
	その他の要件	掲出期間 1 4 日以内 著しい変形でない	掲出期間 3 0 日以内 著しい変形でない
意匠		材質は原則、木製とし、着色する場合は茶系の木材保護塗装程度とすること。 自立式の広告物に屋根を設ける場合は、板屋根（又は板の代用として茶系の金属板）を設置すること。 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業所に表示する広告物又は掲出物件は、2 枚（店舗等が複数ある場合はその建物ごとに1枚）とすること。	
色 彩		板面及び表示内容の色彩は、茶系色、黒又は白等シンプルなものとすること。	
照 明		点滅式の照明装置を有する広告物等は、表示し、又は設置しないこと	